

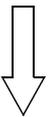
4 授業再開に向けての対応

(1) 1次対応 (被災状況の把握と当面の見通し)

学校災害対策本部の設置



災害状況調査



善後策の検討及び教育委員会への報告

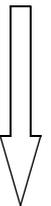
○学校災害対策本部を設置し災害状況調査を指示 (本部長)

○施設・設備、電気・ガス・水道・電話の点検 (消火・施設点検班)
 ○教職員及び家族の安否、住居の被災状況確認 (総務班)
 ○生徒及び保護者等の安否、住居の被災状況確認 (避難誘導班)
 ○地域 (通学路) の被害状況確認 (消火・施設点検班)
 ○避難所の状況確認 (避難所開設・運営支援班)

○本部は各班からの報告を受け善後策を検討、本部長が対応を指示 (学校教育活動を即再開するのか、復旧に向けた活動をするのか、当面の措置及び対応策の指示)
 ○本部長は教育委員会へ災害状況と当面の措置について報告

(2) 2次対応 (仮再開に向けた対応)

二次災害の防止と仮再開に向けた対応



児童生徒の被災状況を把握する臨時登校・家庭訪問



学校災害対策本部の解除と仮再開に向けた業務の推進



仮再開

○二次災害の防止と再開に向けた業務指示 (本部長)
 ○校舎等被害に対する応急処置、教室確保
 ○校舎等の安全点検、危険箇所の表示 } (消火・施設点検班)
 ○ライフライン、仮設トイレの確保 }
 ○生徒等の心理的不安への対処と状況把握 } (救護班)
 ○避難移動した児童生徒の就学手続きに関する臨時的措置 }
 ○他施設の借用及び仮設教室の建設等、教室の確保 } (総務班)
 ○校舎等施設の修繕計画の立案と教育委員会との協議 }
 ○廃棄・破損物品の整理と救援物資等の受入れ (搬出班)
 ○避難所の運営 (避難所開設・運営支援班)
 ○通学路の安全点検 }
 ○臨時登校の連絡 } (避難誘導班)

○生徒の動向、避難先等の把握 }
 ○避難移動した生徒の把握 } (避難誘導班)
 ○教科書、学用品等、被害状況の確認 }
 ○保護者への連絡方法の確認 }
 ○通学の安全指導 }
 ○心理的不安への対処と状況把握 (救護班)

○施設及び生徒の状況から仮再開の時期決定 (校長)
 ○教育委員会への被害状況と見通しの報告及び緊急支援の要請 (校長)
 ○仮再開に向けた業務指示 (校長)
 ○臨時学級編制と教職員の配置 (教務部)
 ○指導計画の確認と指導教員の割振り (研修部)
 ○臨時教室の割振りと臨時時間割の作成 (教務部・研修部)
 ○心理的不安への対処のためのスクールカウンセラーの派遣要請 (校長)
 ○生徒へ仮再開の連絡 (教頭)

(3) 3次対応 (完全再開に向けた対応)

完全再開に向けた計画立案と再開時期の決定



完全再開

○完全再開に向けた計画立案 (校長)
 ○修繕箇所等の集約、事務長への報告 (教頭)
 ○施設設備の修繕予算見積書の作成 (教頭・事務)
 ○教育委員会との予算に関する協議及び完全再開時期の決定 (校長)
 ○完全再開までの見通しに関する保護者への通知 (教頭)